

局所吸収指針の改定案に関する新旧対照表

今回改訂案	平成9年答申	備考
<p>(3) 局所吸収指針</p> <p>(3-1) 適用範囲</p> <p>本指針は、周波数100kHz以上 6GHz以下 に適用する。</p> <p>局所吸収指針の主な対象は、携帯電話端末等の小型無線機であり、電磁放射源に寄与するアンテナや筐体が人体に極めて近接して使用される場合を想定している。</p> <p>具体的には、本指針（局所吸収指針）は、電磁放射源（主にアンテナ）や金属（筐体等）と人体との距離が20cm以内の場合に適用される。</p> <p>また、本指針（局所吸収指針）は上記以外の距離においても適用できる。 <u>この場合、電磁界強度指針、補助指針又は局所吸収指針のいずれか1つの指針を満たせば電波防護指針を満たしていると判断できる。</u></p> <p>なお、空中線電力の平均電力が20mW以下の無線設備については、仮に無線設備の全出力が身体のごく一部の組織に吸収される場合でも、電波防護指針を満たしており、評価の必要性はないものと考えられる。また、管理環境においては同100mW以下の無線設備については評価の必要性がないものと考えられる。</p>	<p>(3) 局所吸収指針</p> <p>(3-1) 適用範囲</p> <p>本指針は、周波数100kHz から3GHz までに適用する。</p> <p>局所吸収指針の主な対象は、携帯電話端末等の小型無線機であり、電磁放射源に寄与するアンテナや筐体が人体に極めて近接して使用される場合を想定している。</p> <p>本指針は、電磁放射源（主にアンテナ）や金属（筐体等）と人体との距離が、<u>周波数100kHz 以上300MHz 未満で20cm 以内、周波数300MHz以上3GHz 未満で10cm 以内の場合に原則として適用される。</u></p> <p>また、<u>それ以外の距離においても、従来の管理指針（電磁界強度指針及び補助指針）あるいは局所吸収指針のどちらか一方を満たせば基礎指針を満たしていると判断できる。</u></p> <p>一般環境（条件G）においては、空中線電力が平均電力で20mW以下の無線局については、仮に無線局の全出力が身体のごく一部の組織に吸収される場合でも、<u>局所SARの電波防護指針</u>を満たしており、評価の必要性はないものと考えられる。また、管理環境（条件P）においては、<u>空中線電力が100mW以下の無線局</u>については、評価の必要性がないものと考えられる（別紙2参考）</p>	<p>備考</p> <p>○上限周波数を3GHzから6GHzに変更。</p> <p>○表記上の修正。</p> <p>○表現の明確化。</p> <p>○上限周波数を3GHzから6GHzに変更。</p> <p>○適用距離を10cmから20cmに拡張。（300MHz～6GHz）</p> <p>○表現の明確化。</p> <p>○表記上の修正。</p> <p>○適用除外となる無線設備について明示。</p>

<p>(3-2) 管理環境</p> <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p><1> 全身平均SARの任意の6分間平均値が、0.4W/kg以下であること。</p> <p><2> 任意の組織10g当りの局所SAR（6分間平均値）が10W/kg（四肢では20W/kg）を超えないこと。</p> <p><3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHzから100MHzまでの周波数においては接触電流が100mA以下（平均時間6分間）であること。</p> <p>ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。</p> <p>なお、周波数100MHz以上の無線局は、<3>に述べた接触電流に関する指針に基づく評価を行う必要はない。</p>	<p>(3-2) 管理環境</p> <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p><1> 全身平均SARの任意の6分間平均値が、0.4W/kg以下であること。</p> <p><2> 任意の組織10g当りの局所SAR（6分間平均値）が10W/kg（四肢では20W/kg）を超えないこと。</p> <p><3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHzから100MHzまでの周波数においては接触電流が100mA以下（平均時間6分間）であること。</p> <p>ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。</p> <p>なお、周波数100MHz以上の無線局は、<3>に述べた接触電流に関する指針に基づく評価を行う必要はない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(3-3) 一般環境</p> <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p><1> 全身平均SARの任意の6分間平均値が、0.08W/kg以下であること。</p> <p><2> 任意の組織10g当たりの局所SAR（6分間平均値）が2W/kg（四肢では4W/kg）を超えないこと。</p> <p><3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHzから100MHzまでの周波数においては接触電流が45mA以下（平均時間6分間）であること。</p> <p>ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。</p> <p>なお、周波数100MHz以上の無線局は、<3>に述べた接触電流に関する指針に基づく評価を行う必要はない。</p>	<p>(3-3) 一般環境</p> <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p><1> 全身平均SARの任意の6分間平均値が、0.08W/kg以下であること。</p> <p><2> 任意の組織10g当たりの局所SAR（6分間平均値）が2W/kg（四肢では4W/kg）を超えないこと。</p> <p><3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHzから100MHzまでの周波数においては接触電流が45mA以下（平均時間6分間）であること。</p> <p>ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。</p> <p>なお、周波数100MHz以上の無線局は、<3>に述べた接触電流に関する指針に基づく評価を行う必要はない。</p>	<p>変更なし</p>